

# 第2次東庄町男女共同参画計画



東庄町イメージキャラクター  
コジュリンくん

令和3年3月 東庄町



# はじめに

東庄町では平成28年に東庄町男女共同参画計画を策定し、「男女が共に認め合い笑顔で元気な社会」を基本理念として、男女共同参画社会の実現を目指した各種施策に取り組んでまいりました。前計画から5年が経過し、その間も社会経済情勢は大きく変化しており、新たな課題に対応する必要があります。



とくに、少子高齢化が加速する中、次世代の育成と働き手の確保は最重要課題です。こうした社会情勢に柔軟に対応するためには、男女ともにワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、配偶者等からの暴力に関する問題も改めて浮き彫りになりました。こうした課題への対応も含め、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをより一層加速させる必要があります。

このような中、住民アンケートの結果や計画の達成状況などから現状の課題と取り組んでいくべき課題について整理し、第2次東庄町男女共同参画計画を策定しました。前計画の基本理念を継承しつつ、新たな課題に対応するため重点施策を設定し、今後5年間で取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、アンケートにご協力いただきました町民の皆さま、ご意見をいただいた皆さまをはじめ、関係各位に心よりお礼申し上げます。

令和3年3月

東庄町長 岩田 利雄

# 目 次

第1章 計画の基本的な考え方 .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	1
3. 計画の期間 .....	1
第2章 計画の概要 .....	2
1. 基本理念 .....	2
2. 基本目標 .....	2
3. 計画の体系 .....	3
4. 重点的に取り組む施策 .....	4
第3章 施策の内容 .....	6
基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり .....	6
施策1 男女共同参画への意識啓発 .....	6
施策2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 .....	8
施策3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重 .....	10
基本目標Ⅱ 男女共同参画への環境づくり .....	14
施策4 労働の場における男女共同参画の促進 .....	14
施策5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進 .....	18
施策6 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進 .....	21
基本目標Ⅲ 安心安全に暮らせるまちづくり .....	22
施策7 心身の健康づくりの促進 .....	22
施策8 誰もが安心して暮らせる環境の整備 .....	24
第4章 推進体制 .....	26
1. 様々な団体との連携 .....	26
2. 計画の適正管理 .....	27

## 参考資料

- 男女共同参画に関する住民アンケート報告書
- 第2次東庄町男女共同参画計画策定経過

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

東庄町では、平成28年に「東庄町男女共同参画計画（平成28年度～令和2年度）」を策定し、男女共同参画社会をめざして施策の推進に取り組んできました。しかし、この間も少子高齢化の進展、人々の価値観やライフスタイルの多様化、情報手段の高度化など社会情勢が変化しており、新たな課題を生み出しています。

このような状況を踏まえ、現在の計画をベースとしながら新たな課題に対応した「第2次東庄町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進していく必要があります。

## 2. 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づくものであり、東庄町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) この計画は、国および千葉県の男女共同参画に関する計画を勘案し、東庄町総合計画との整合性を図りながら、東庄町における男女共同参画計画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する東庄町の基本計画としても位置付けます。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく東庄町の推進計画としても位置付けます。

## 3. 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や本計画の進行状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 第2章 計画の概要

### 1. 基本理念

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたっており、また男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

そして「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法)では配偶者間の暴力は重大な人権侵害で、とりわけ女性に対する暴力は個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっており、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには配偶者からの暴力を防止し被害者を保護することが必要であるとしています。

この計画では、これらを踏まえ、次を基本理念として東庄町における男女共同参画社会の実現を目指します。

男女がともに認め合い笑顔で元気な社会

### 2. 基本目標

この計画では、次の3つの基本目標を設定し、本町の男女共同参画計画を推進します。

#### 基本目標Ⅰ. 男女共同参画への意識づくり

男女があらゆる分野で個人としての尊厳が重んじられ、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)にとらわれることなく、誰もが自らの存在に誇りを持って生きていける社会基盤をつくることを目標とします。

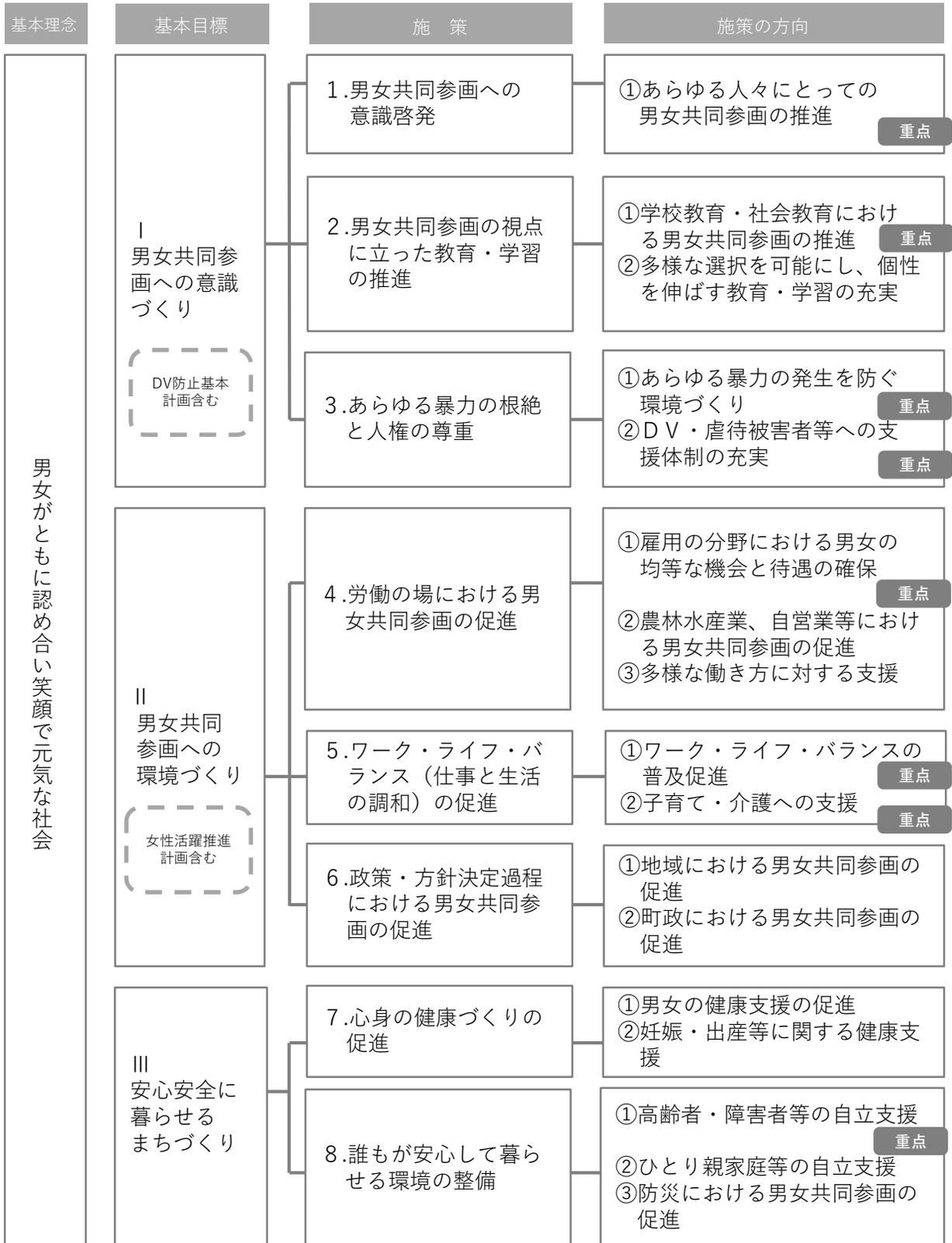
#### 基本目標Ⅱ. 男女共同参画への環境づくり

男女が互いに協力し、支え合い、仕事と生活の調和がとれ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、男性も女性も個性と能力を発揮しあらゆる分野に主体的に参画し、活躍できる環境をつくることを目標とします。

#### 基本目標Ⅲ. 安心安全に暮らせるまちづくり

男女が生涯にわたって充実した豊かな生活を営むため、心とからだの健康づくりに努めるとともに、高齢者も障害者も誰もが安心して暮らせる社会をつくることを目標とします。

### 3. 計画の体系



## 4. 重点的に取り組む施策

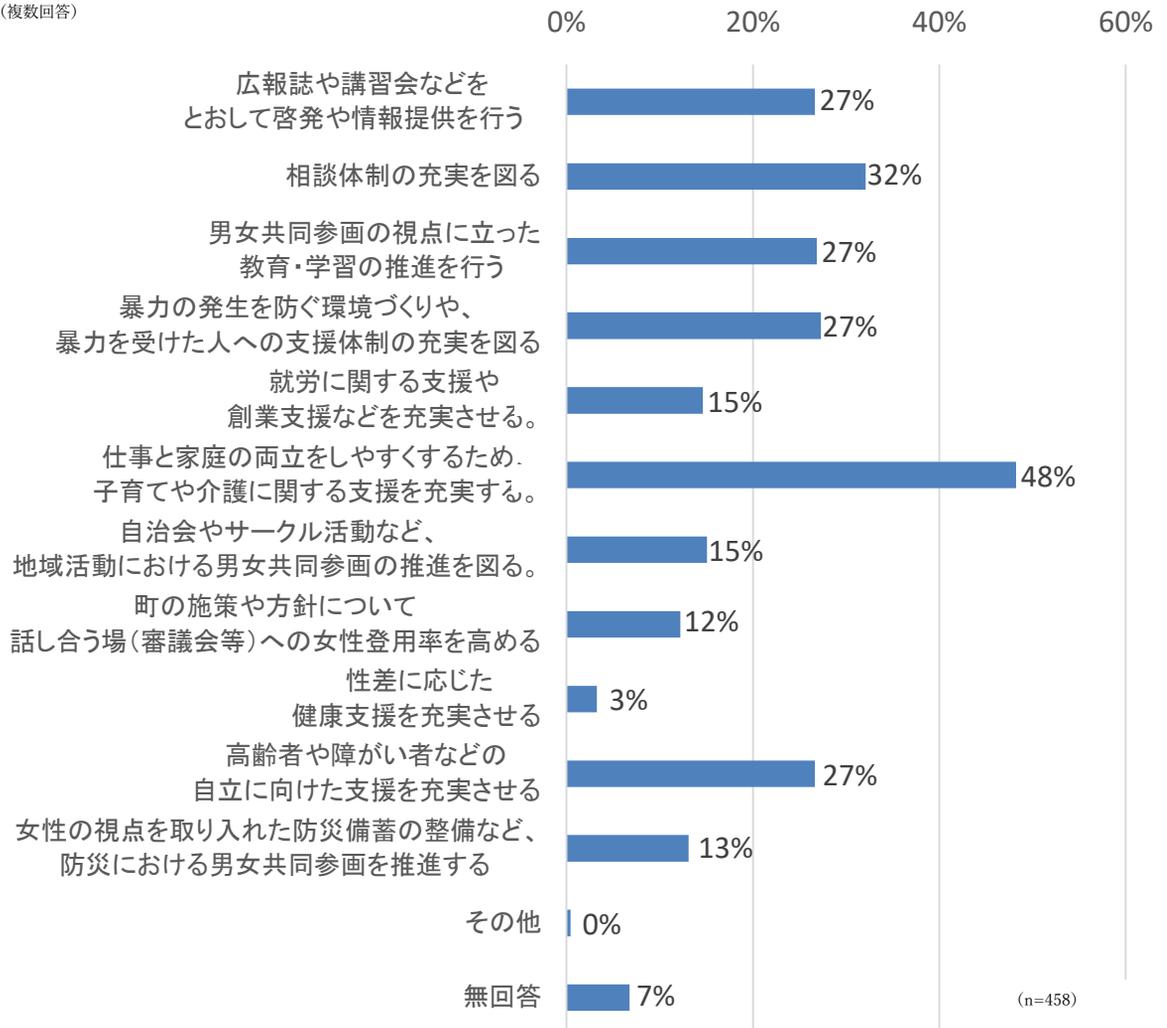
これまで推進してきた取り組みや、住民アンケートなどから顕在化した課題に対応するため、次の施策を重点的に取り組みます。

- (1) あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進
- (2) 学校教育・社会教育における男女共同参画の推進
- (3) あらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくり
- (4) DV・虐待被害者等への支援体制の充実
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- (6) ワーク・ライフ・バランスの普及促進
- (7) 子育て・介護への支援
- (8) 高齢者・障害者等への自立支援

男女共同参画に関する住民アンケート報告書より（令和2年度）

Q だれもが尊重しあえる社会を実現するため、町が重点的に行うべきことは何だと思えますか？

（複数回答）



## 第3章 施策の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり

#### 施策Ⅰ. 男女共同参画への意識啓発

##### <現状と課題>

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、法律や制度の面での整備は進んできましたが、令和2年度に実施した「男女共同参画に関する住民アンケート」（以下「アンケート」という。）において社会における男女の平等意識を調査したところ、社会全体では「男性優遇」「どちらかといえば男性優遇」を選択している割合が半数を超え、「平等」と答えている割合は25.1%にとどまりました。

すべての人が、職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍し、平等と感じられる社会を実現するためには、あらゆる人に対する意識づくりが必要です。男女共同参画について町民の理解をさらに深めるためにも、内容や啓発方法を工夫しながら、さまざまな機会や媒体を通じ、情報提供や啓発活動に努めることが必要です。

##### <施策の方向と事業内容>

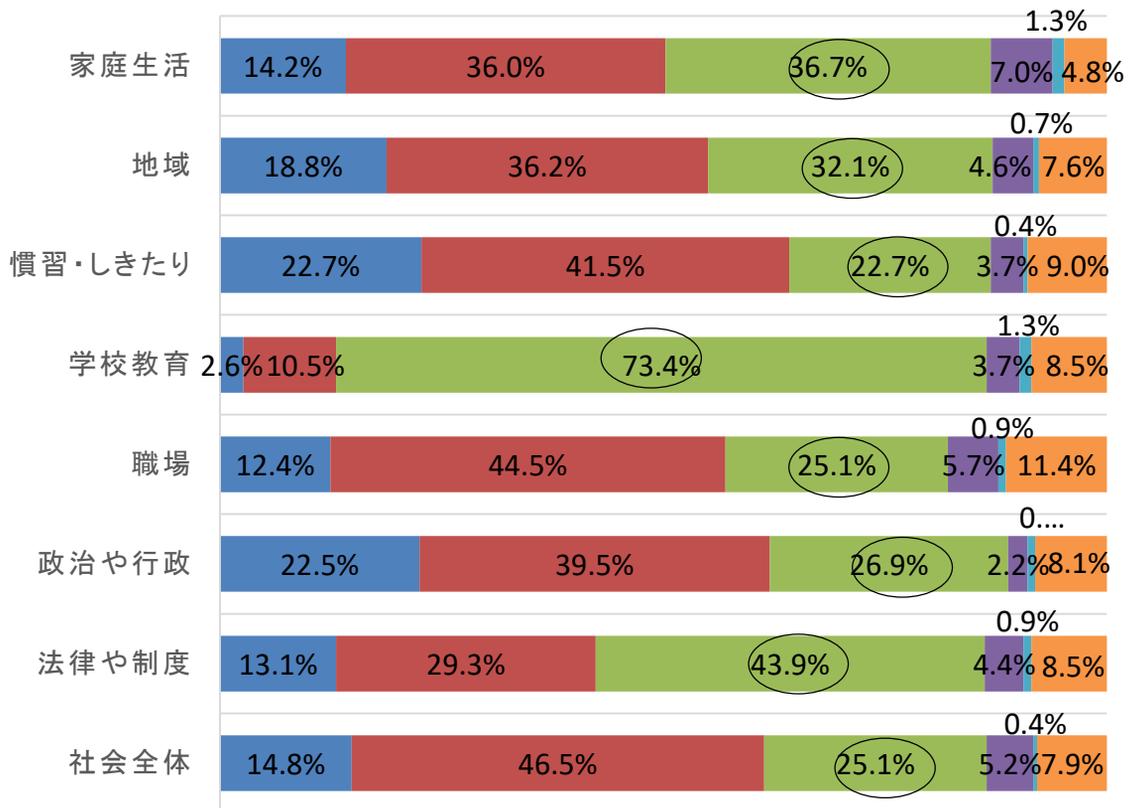
###### ①あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画社会づくりに向けた啓発事業	さまざまな機会や媒体を通じ、男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。	総務課
住民意識調査の実施	男女共同参画に関する意識や現状・課題を把握するため、意識調査を実施します。	総務課
町の刊行物における表現の配慮	町で発行する広報紙などの表現が、国籍や性別による固定的な役割分担にとられない表現となるよう配慮します。	総務課

男女共同参画に関する住民アンケート報告書より（令和2年度）

Q 現在の社会において、男女どちらかが優遇されていると思いますか？

■ 男性優遇 ■ どちらかといえば男性 **■ 平等** ■ どちらかといえば女性 ■ 女性 ■ 無回答



## 施策2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

### <現状と課題>

男女共同参画社会を実現するためには、男女ともに自立して個性と能力を発揮し社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習です。

アンケートによる学校での男女平等意識は、「平等である」が74.3%を占め、他の分野に比べると相対的に男女の平等意識が高くなっています。しかし、男女共同参画社会の実現に向けて町が重点的に行う必要があるものは何かという問いに対し、「男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進を行う」と答えた割合が27%となっており、引き続き教育や学習の充実を図ることが必要です。

学校教育においては児童・生徒の発達段階に応じて、人権尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性について指導の充実を図り、一人ひとりがその個性と能力を伸ばしていくことのできる教育の推進が必要です。

また、誰もが生涯を通じて男女共同参画の意識を高めることができる機会の充実や、性別にかかわらず子どもたちの個性が生まれ、心身ともに健やかに成長できる家庭教育環境が望まれます。

### <施策の方向と事業内容>

#### ①学校教育・社会教育における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課
男女平等、人権教育の推進	発達段階に応じた人権尊重や、男女平等教育を推進します。	教育課
教育相談の充実	交友関係などの悩みを相談できる窓口の充実を図ります。	教育課
各種講座の開催	男女共同参画の視点を盛り込んだ講座の開催に努めます。	教育課

事業名	事業内容	担当課
教職員研修の充実	個性を育む指導ができるよう、教職員の資質向上、意識啓発を図ります。	教育課
家庭教育学級の実施	子どもの健やかな成長と豊かな人格形成のため、家庭教育学級の充実を図るとともに保護者が参加しやすい環境づくりに努めます。	教育課

②多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

事業名	事業内容	担当課
キャリア教育※の推進	性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を伸ばせる教育・学習機会の充実を目指します。	教育課

※キャリア教育とは、子どもたちが「生きる力」を身に付け、社会の変化に流されることなく様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるようにする教育。

### 施策3. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

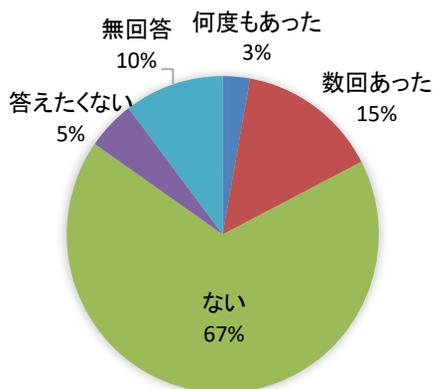
#### <現状と課題>

人権の尊重は社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。人間としての尊厳を踏みにじり侵害する暴力は、身体的暴力だけでなく、精神的、性的暴力など様々な形で社会に存在しています。それがどんな形のものであっても、いかなる理由でも決して許されるべきではありません。

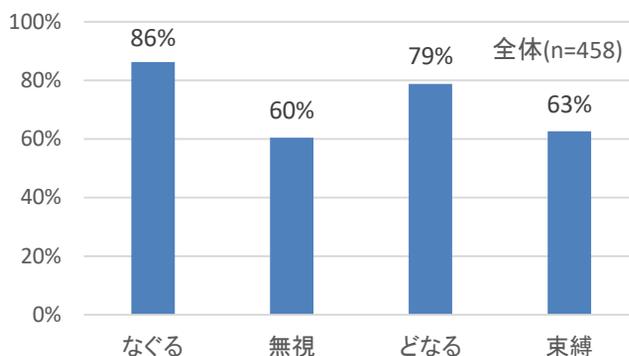
アンケートによると、「DV」という言葉の認知度は高い水準にあるものの、精神的暴力を「暴力」として認識している割合が低くなりました。また、配偶者からの暴力を受けた経験が「何度もあった」と答えた人が2.8%で、「数回あった」と答えた人が14.6%となりましたが、誰かに相談した人はそのうちの4人に1人にとどまりました。こういったことから、精神的暴力などのあらゆる暴力を「暴力」と認識するための知識の普及と、相談先の周知が必要です。

男女共同参画社会の実現に向けて町が重点的に行う必要があるものは何かという問いに対し、「相談体制の充実を図る」32%、「暴力の発生を防ぐ環境づくりや、暴力を受けた人への支援体制の充実を図る」27%となっており、被害者への支援体制を充実させていく必要もあります。

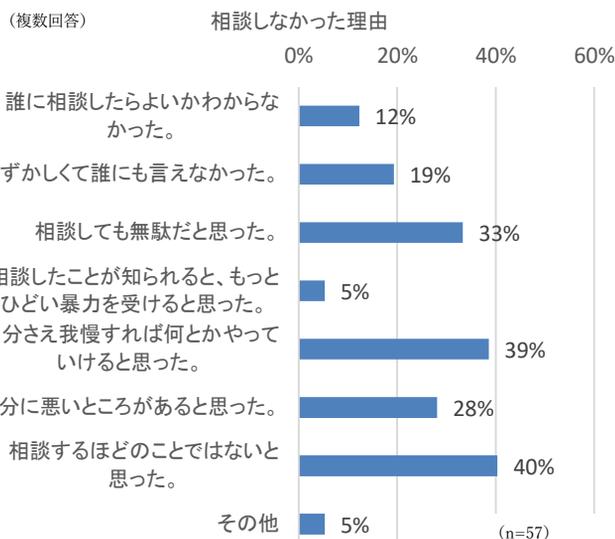
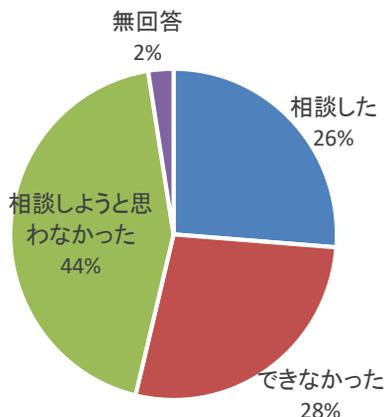
Q これまでに、あなたの配偶者・パートナーから暴力を受けたことがありますか。



Q 《けがをする危険のあるものを投げつけたり、なぐったりする。》《何を言っても長期間無視する。》《大声でどなったり、命令したりする。》《スマホやSNSを細かくチェックしたり、実家や友人との付き合いを制限したりする。》といった行為が配偶者やパートナー間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。



Q あなたはこれまでにそのことをだれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。「相談できなかった」「相談しようと思わなかった」を選択した方で、あなたがだれにも相談できなかった、相談しようと思わなかったのはなぜですか。



## <施策の方向と事業内容>

### ①あらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくり

事業名	事業内容	担当課
DVおよびデートDV防止(※)についての啓発	広報活動などで人権侵害であることを周知します。	健康福祉課 総務課
児童虐待防止・予防に関する啓発	児童虐待防止・予防に関する啓発を行います。	健康福祉課
高齢者、障害者虐待防止・予防に関する啓発	高齢者、障害者虐待防止・予防に関する啓発を行います。	健康福祉課
ハラスメントの防止	事業所に対してパワーハラスメントやセクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなどの防止に関する情報提供を行います。	まちづくり課
子どもを守る地域のネットワークの強化	家庭訪問や相談を通じて、DVや虐待の早期発見に努めます。	健康福祉課
見守りネットワークの推進	見守りネットワークを推進し、地域の見守り活動による要支援者の把握や地域福祉活動の基礎となるネットワークづくりを推進します。	健康福祉課
人権擁護の推進	人権擁護委員と連携し、人権相談や人権教育に努めます。	総務課 町民課

※ DV は、配偶者やパートナーなどの密接な関係(またはあった)からの暴力。デートDVは、恋人などの密接な関係にあるものからの暴力。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

②DV・虐待被害者等への支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課
DV・虐待被害者の支援	関係機関と連携し、自立に向け切れ目のない支援を行います。	健康福祉課
DVに関する相談窓口の周知	被害者からの早期の相談につながるよう相談窓口の周知に努めます。	健康福祉課 総務課
相談体制の充実	被害者に寄り添った適切な相談対応を図るとともに、職員の研修機会を充実させ職員の資質の向上を図ります。	健康福祉課 総務課
関係機関との連携強化	多様な関係機関による支援が必要となるため、各機関との連携を強化します。	健康福祉課 総務課

## 基本目標 Ⅱ 男女共同参画への環境づくり

### 施策4. 労働の場における男女共同参画の促進

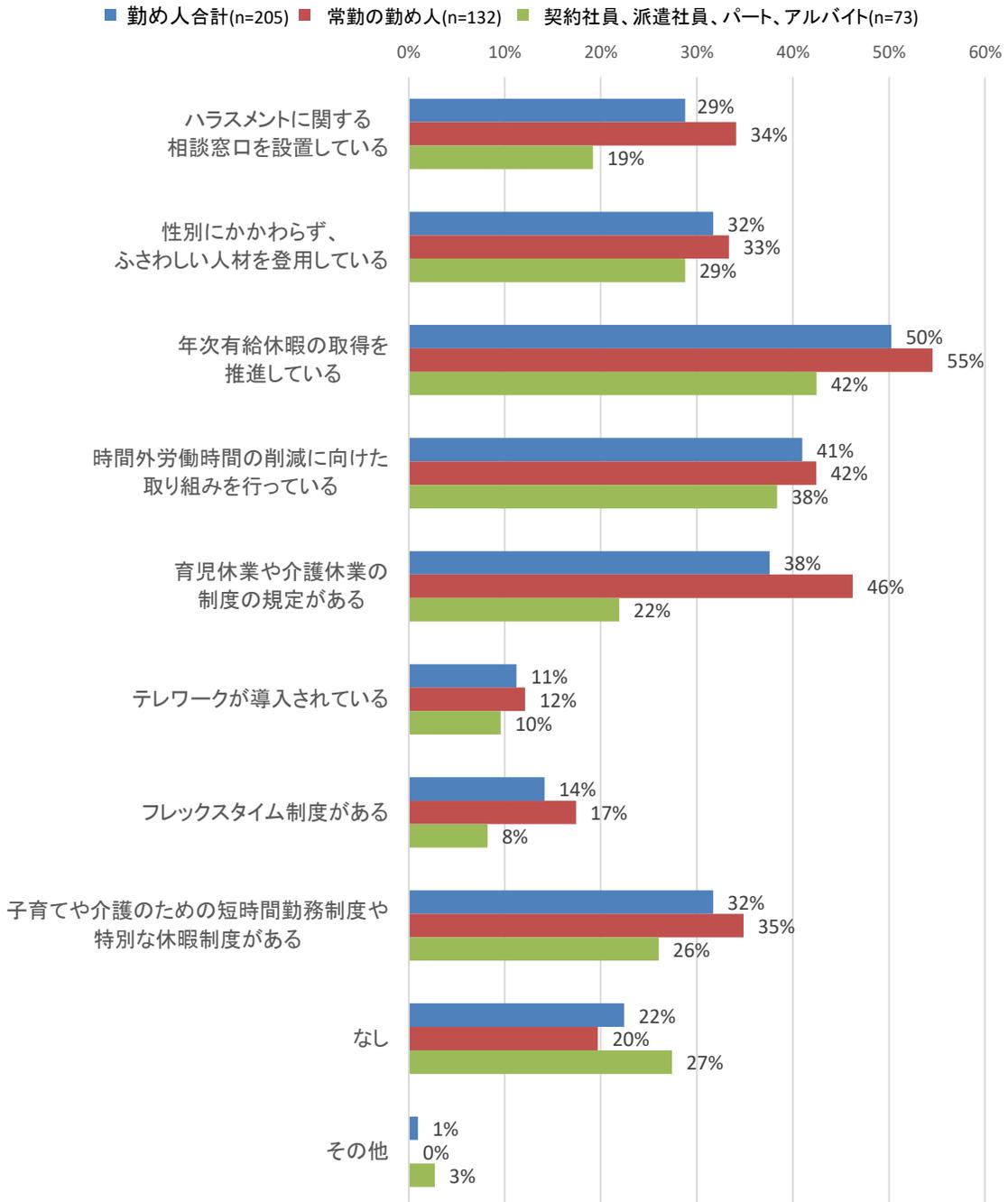
#### <現状と課題>

就業は生活の経済的基盤であるとともに自己実現に繋がるものであり、男女共同参画社会の実現にとってこの分野は重要な意味を持っています。

「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」など法制面の充実が図られ、女性の働く環境は整備されつつありますが、アンケートにおいて職場における男女の平等意識は、“平等”と答えた割合が25.1%にとどまり、半数以上の方が“男性優遇”もしくは“どちらかといえば男性優遇”と回答しました。また、職場における男女格差の解消のため職場が行っている取り組みや制度について、「性別にかかわらず、ふさわしい人材を登用している」が32%、「ハラスメントに関する相談窓口を設置している」が29%となりました。働く場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保を進めるため、労働局やハローワーク、商工会などといった関係機関と連携しながら、事業主への啓発や働きかけを行う必要があります。

また、東庄町は農業が主要産業であり女性の農業就業率も高くなっています。振興、活性化において女性の果たす役割は大きいものの、評価や経営への参画は進んでいない状況にあります。女性の経営への参画を促し、就労環境の向上に働きかけます。

Q 職場における男女格差の解消や、仕事と家庭の両立をしやすいするための支援として、あなたの職場が行っている取組や制度をお答えください。



## <施策の方向と事業内容>

### ①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

事業名	事業内容	担当課
法律や制度などの周知徹底	「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」など雇用分野の法律や制度を、ホームページやチラシなどで周知します。	まちづくり課
ハラスメントの防止(再掲)	事業所に対してパワーハラスメントやセクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなどの防止に関する情報提供を行います。	まちづくり課

### ②農林水産業、自営業等における男女共同参画の促進

事業名	事業内容	担当課
家族経営協定※の締結促進	家族の就業条件を明確化する家族経営協定の締結を促進します。	まちづくり課
農業士の認定促進	女性の農業士の認定を促進します。	まちづくり課
事業所への男女共同参画の周知・啓発	町商工会と連携を図りながら、男女共同参画に関する情報を町内事業所に提供します。	まちづくり課 総務課

### ③多様な働き方に対する支援

事業名	事業内容	担当課
就労や再就職に関する情報の提供	ハローワーク等と連携を図りながら、就労や再就職に関する情報提供を行います。	まちづくり課
起業への支援促進	起業希望者への情報提供、学習機会の提供を通じて支援を行います。	まちづくり課

※ 家族経営協定とは、農林漁業経営を担っている家族全員が、意欲とやりがいを持って参画できる経営を目指して、経営方針や役割分担、報酬・休日等の就業条件などについて話し合い、取り決めたルールを文書で結ぶこと。



## 施策5. ワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）の促進

### <現状と課題>

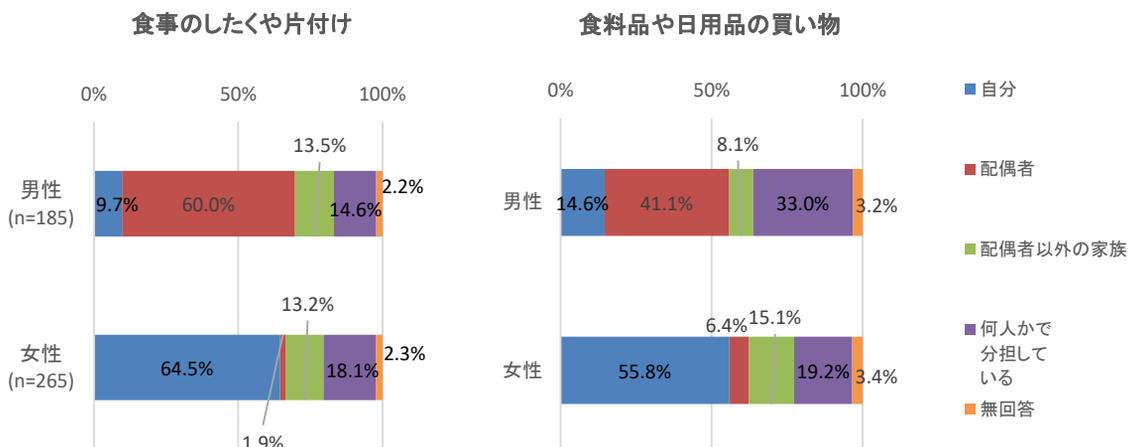
男女がともに社会の様々な活動に参加していくためには、仕事、家庭生活、地域活動等バランスの取れる環境づくりが重要です。

「アンケート」によると、家事の分担については「分担されている」「どちらかというと分担されている」が合わせて46.8%、「どちらかというと分担されていない」「分担されていない」が合わせて46.7%となり、ほぼ同じポイントでした。しかし、依然として固定的な性別役割分担意識により家事、育児、介護等家庭責任の大半は女性が担っています。

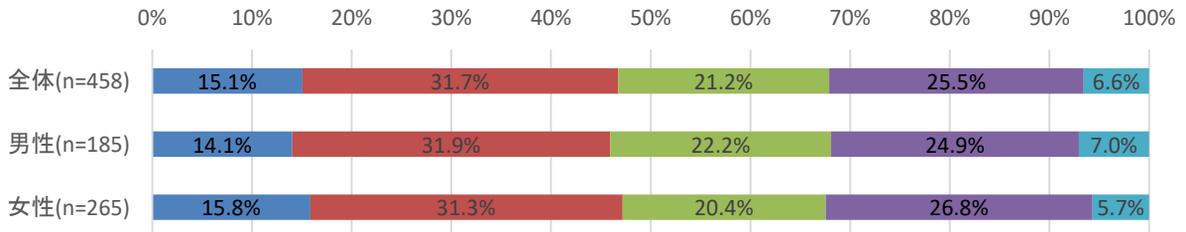
こうした状況を改善するためには、男女双方が仕事と家庭の両立を図りやすい環境を整える必要があります。そのため、長時間労働の抑制、多様な働き方が可能となる制度の導入、子育てや介護支援等の充実や相談窓口の周知を図ることが必要です。

男女共同参画に関する住民アンケート報告書より（令和2年度）

Q あなたの家庭では、日常の家事をだれが中心となって行っていますか。

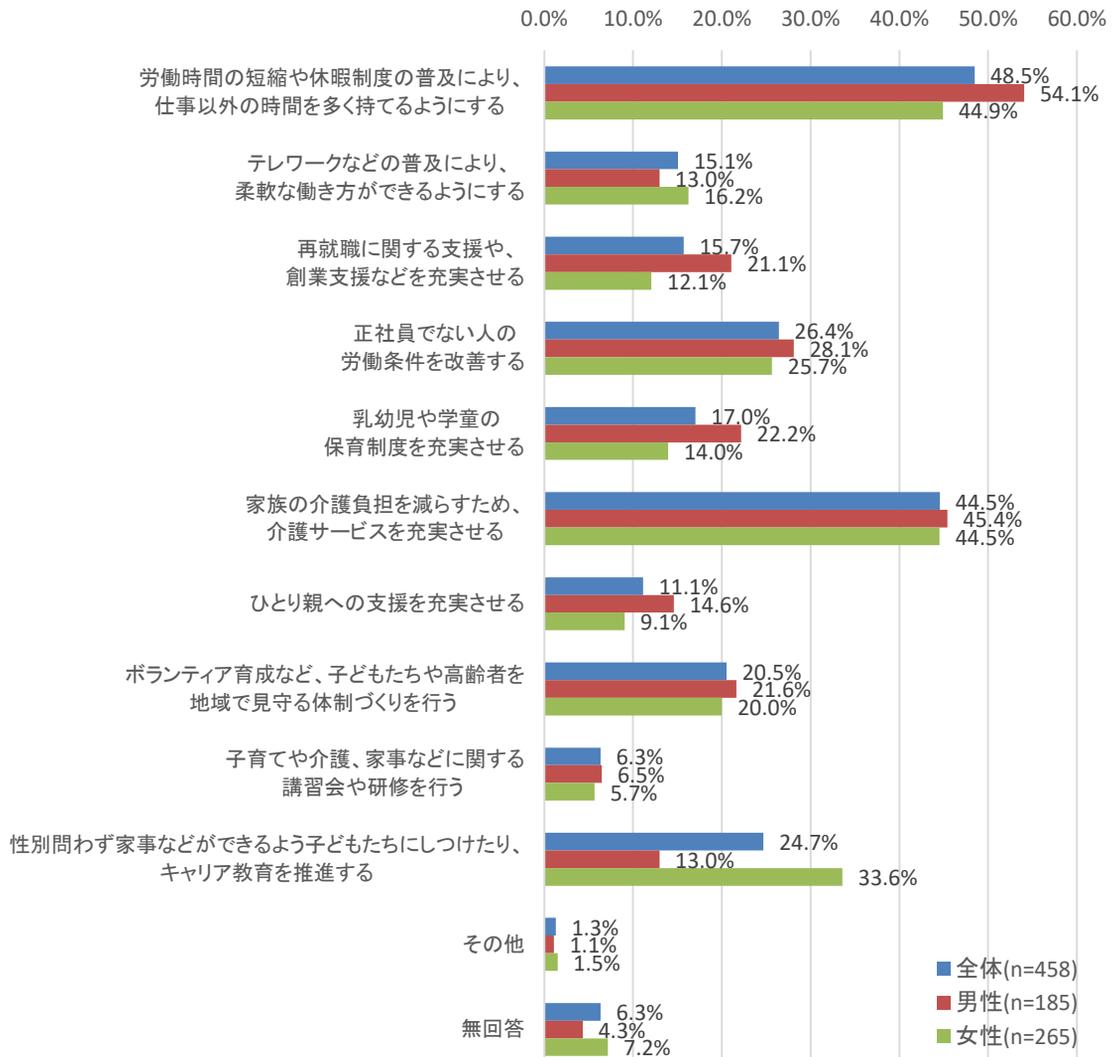


Q あなたの家庭では、日常の家事がだれか一人の負担になることなくバランスよく分担されていますか。



■ 分擔されている ■ どちらかというに分擔 ■ どちらかというに分擔されていない ■ 分擔されていない ■ 無回答

Q 仕事や家庭生活、個人の生活について、だれもがバランスよく参加していくために必要だと思うことは何ですか。



## <施策の方向と事業内容>

### ①ワーク・ライフ・バランスの普及促進

事業名	事業内容	担当課
家庭におけるワークライフバランス意識の普及・啓発	ワークライフバランス意識の普及、啓発を推進します。	総務課
事業所へのワークライフバランス意識の普及・啓発や各種制度等の周知	事業所へのワークライフバランス意識の普及・啓発や各種制度等の周知を行います。	まちづくり課 総務課

### ②子育て・介護への支援

事業名	事業内容	担当課
保育サービスの充実	仕事と子育てとの両立を支援し安心して働けるよう、多様な保育制度の充実を図ります。	健康福祉課
子育てボランティアの育成	地域全体で子育てをする体制を図ります。	健康福祉課
介護サービス情報の提供	男女がともに介護を担うことができるよう、ライフスタイルに応じた介護サービス情報を提供します。	健康福祉課

#### ※ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳される。「仕事」と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。企業にとってはワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれている。

## 施策6. 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

### <現状と課題>

町の政策、方針決定の役割を果たしている審議会や委員会において女性の登用を進めることは、町のあらゆる施策に男女の意見を反映した男女共同参画の視点を取り入れることにつながります。

しかし、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえず、審議会等の女性委員の割合は29.8%（令和2年4月）と低い状況です。また、地域では様々な団体が地域活動を行っていますが、団体の長や役員は男性が担っていることが多く見受けられます。

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野の政策・方針決定過程に男女が共同して参画することが重要です。将来にわたり活力ある社会を構築するため、人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から女性が積極的に参画できる環境を整えることに取り組む必要があります。

### <施策の方向と事業内容>

#### ①地域における男女共同参画の促進

事業名	事業内容	担当課
町内会、自治会等への男女共同参画意識の啓発	町内会、自治会活動への男女共同参画意識の高揚を図ります。	総務課
生涯学習活動支援	町民の自主的学習活動やサークル活動などを支援し、リーダーの育成を図ります。	教育課

#### ②町政における男女共同参画の促進

事業名	事業内容	担当課
審議会等への公募促進	広く町政に参画できるよう、町民公募枠の設定について関係部署へ働きかけます。	総務課
審議会等への女性委員登用の促進	審議会や委員会等における女性委員の登用向上に向け、庁内関係各課へ働きかけます。	総務課
女性職員の登用促進	職員の意欲、能力等を十分考慮し、適材適所を基本に男女の区別なく職域拡大を図り、かつ女性の登用を進めます。	総務課

# 基本目標 Ⅲ 安心安全に暮らせるまちづくり

## 施策7. 心身の健康づくりの促進

### <現状と課題>

男女がお互いの身体的性差を理解しあい、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会形成に当たっての前提といえます。

そのためには、それぞれが健康管理とライフスタイルに応じた健康づくりについて主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくための健康教育、相談体制等に積極的に取り組みます。性差による特有の病気や発症率の高い病気に着目した疾病予防も行う必要があります。

働く女性の増加や出産年齢の高齢化など社会の変化により妊娠・出産・子育て期における健康管理の充実がますます重要になっています。切れ目のない支援体制が必要です。

### <施策の方向と事業の内容>

#### ①男女の健康支援の促進

事業名	事業内容	担当課
生涯にわたる健康づくりの支援	年代や生活環境に応じた健康教育や、疾病予防などに関する正しい知識の普及啓発を行います。	健康福祉課
性差に応じた健康支援の推進	男女の性差を踏まえた心身の健康維持や、生活習慣病予防等の支援を行います。	健康福祉課
スポーツを通じた健康の保持・増進	老若男女を問わずスポーツに親しむことができる機会の整備に努めます。	健康福祉課 教育課
思春期教育の充実	思春期の子どもの心とからだの健全な育成を目指した啓発を行います。	健康福祉課

②妊娠・出産等に関する健康支援

事業名	事業内容	担当課
母子保健体制の充実	安心して妊娠・出産できるように健診や相談等、母子保健体制の充実を図ります。	健康福祉課
不妊・不育に関する支援体制の充実	不妊・不育に関する支援の充実を図ります。	健康福祉課

## 施策8. 誰もが安心して暮らせる環境の整備

### <現状と課題>

これからの社会において、すべての人が社会参画の機会を持ち、自立いきいきと安心して暮らせる環境の整備が必要です。

令和2年4月1日時点の東庄町の65歳以上の人口割合は37.9%となっています。高齢化は介護や生活支援の問題だけでなく、健康維持や生きがいづくりなど、総合的な支援の推進が必要です。

核家族化や少子化、地域で子育てを支える機能の低下等により子育てに対する不安感や孤立感を持つ親や、ひとり親家庭の生活安定や子育てなど個々の態様に応じた支援が必要です。また障害のある人が自立した生活を送り積極的に社会参加をするための支援の構築や、福祉サービスの整備を図ることが必要です。

平成23年3月に発生した東日本大震災や、令和元年に発生した台風による被害などから、防災に対する意識は大きく高まりました。この経験に学び、男女共同参画の視点を盛り込んだ防災対策を地域ぐるみで推進する必要があります。

### <施策の方向と事業の内容>

#### ①高齢者・障害者等の自立支援

事業名	事業内容	担当課
介護予防教室等の充実	介護予防や健康づくり等の教室を開催し、理解を深めます。	健康福祉課
障害者の就労支援	障害のある人が、社会的・経済的に自立し生活するため、各機関と連携し就労を支援します。	健康福祉課
相談支援体制の充実	高齢者、障害者等の様々な相談に応じた情報の提供及び助言等を行います。	健康福祉課
生きがいづくりの推進	自らの能力や経験を生かし、社会に参画できる地域交流を推進します。	健康福祉課

### ②ひとり親家庭等の自立支援

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭等の自立支援	自立に必要な情報提供や各種手当の支給等、生活の安定を図ります。	健康福祉課
就労支援	就労経験の乏しい母子家庭等に、就労に向けての情報提供を行います。	健康福祉課

### ③防災における男女共同参画の促進

事業名	事業内容	担当課
さまざまな視点を取り入れた防災用品の整備	女性や外国人、障害者などのさまざまな視点を取り入れた備蓄品の整備を行います。	総務課
防災ボランティア・防災組織の育成	防災ボランティア等を育成し、自主的な対応が取れる体制づくりを目指します。	総務課

## 第4章 推進体制

### 1. 様々な団体との連携

男女共同参画計画を推進するためには、町職員をはじめ、町民、各種団体、企業などが計画に対する理解を深め、全町的な広がりをもって、あらゆる分野で取り組んでいく必要があります。

庁内においては、職員の意識を高めるとともに、計画の実行に際しては横断的な取り組みが求められます。またそうした取り組みの効果について検証していく必要があります。

#### ①庁内推進体制の充実

事業名	事業内容	担当課
庁内関係課との連携	庁内各課と連携し、計画の進行状況を検証します。	総務課
男女共同参画の周知及び啓発	職員に対する男女共同参画の周知及び啓発を行います。	総務課

#### ②国・県との連携強化

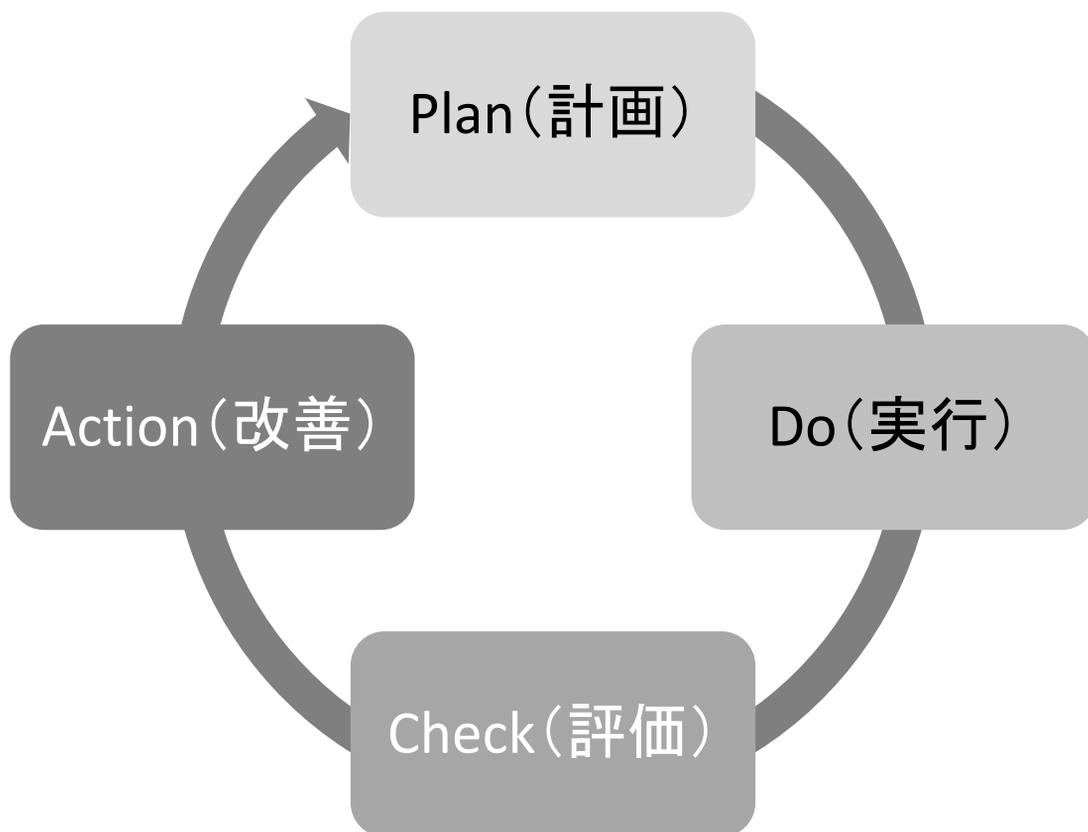
事業名	事業内容	担当課
国・県との連携	国、県と連携を図り、相互協力して効果的な施策の推進に努めます。	総務課
他市町村との連携	県内市町村との情報交換を図り、より良い男女共同参画施策につなげます。	総務課
千葉県男女共同参画地域推進員制度の活用	地域推進員と連携を図り、地域に合った施策の推進を行います。	総務課

## 2.計画の適正管理

本計画を推進していくため指標を設定します。

設定した指標の目標を目安に、毎年度、進捗状況の点検・評価を「PDCAサイクル」を活用して行います。

点検・評価の結果を踏まえ、各種施策の推進体制の見直しを行い、計画の適正管理に努めます。



# 指標一覧

施策		施策の目標	現状 (令和元年度)	目標	担当課	
I	男女共同参画への意識啓発	「社会全体として」男女の平等性が「平等になっている」と思う人の割合（住民意識調査）	25.1%	40%	総務課	
		広報紙や町ホームページ、SNS等を利用した男女共同参画の啓発	年1回程度	年2回	総務課	
	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	学校での男女の地位が平等になっている人の割合（住民意識調査）	73.4%	増加を目指します	教育課	
		家庭教育学級での男女共同参画の視点に立った講座の開催	—	小中学校各年1回	教育課	
	あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	一般職員研修の実施	年1回程度	年1回	総務課	
		広報やホームページを利用したDV防止の啓発や相談窓口に関する情報提供	年1回程度	年2回	総務課 健康福祉課	
		DV対策庁内連絡会の実施	年1回程度	年2回	総務課	
	II	労働の場における男女共同参画の促進	雇用労働分野のホームページアクセス数	年178回	年300回	総務課 まちづくり課
			家族経営協定の締結数	72戸	80戸	まちづくり課
女性の認定農業者数			7人	15人	まちづくり課	
ワークライフバランスの促進		ワークライフバランスの啓発	—	年2回	総務課 まちづくり課	
		待機児童数	0人	0人	健康福祉課	
		広報やホームページ等を利用した、介護に関する相談窓口の周知	年1回	年2回	健康福祉課	
		男性の育児休業取得率（町職員）	0%	40%	総務課	
政策方針決定過程における男女共同参画の促進		審議会等における女性委員の割合	24.22%	40%	総務課	
III		心身の健康づくりの促進	健康診査やがん検診の受診率向上	20.2%	受診率の向上を目指す	健康福祉課
		誰もが安心して暮らせる環境の整備	女性消防団の設立	0団体	1団体	総務課
	避難訓練の実施（防災訓練）		年2回	年2回以上	総務課	

## 参 考 资 料

# 男女共同参画に関する住民アンケート報告書

令和2年9月  
千葉県香取郡東庄町



## 調査の概要

### ■目的

この調査は、町民の男女共同参画社会づくりに関する意識などを総合的に把握し、男女共同参画計画の策定と今後の施策の基礎資料とすることを目的としています。

### ■内容

- (1) 男女共同参画に関する意識について
- (2) ワークライフバランスについて
- (3) あらゆる暴力の防止に向けて
- (4) 男女共同参画社会の実現に向けて

### ■調査方法

- (1) 調査対象 東庄町内に居住する16歳以上の町民
- (2) 対象人数 1,000人
- (3) 抽出方法 住民基本台帳より無作為抽出
- (4) 調査期間 令和2年6月26日～7月22日

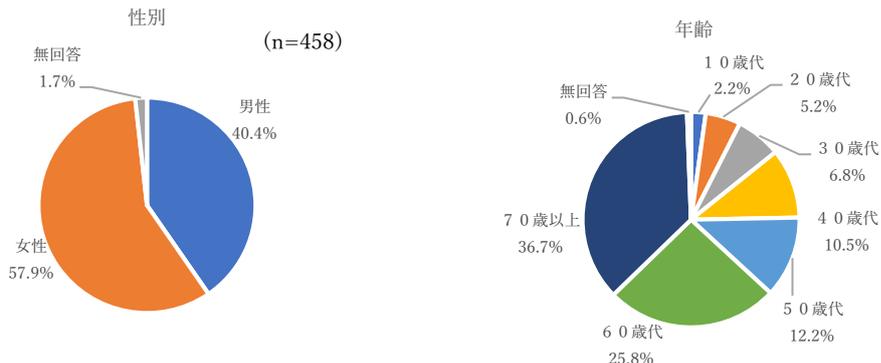
### ■回収結果

- (1) 配布数 1,000件
- (2) 回答数 458件
- (3) 回答率 45.8%

## 回答者の属性

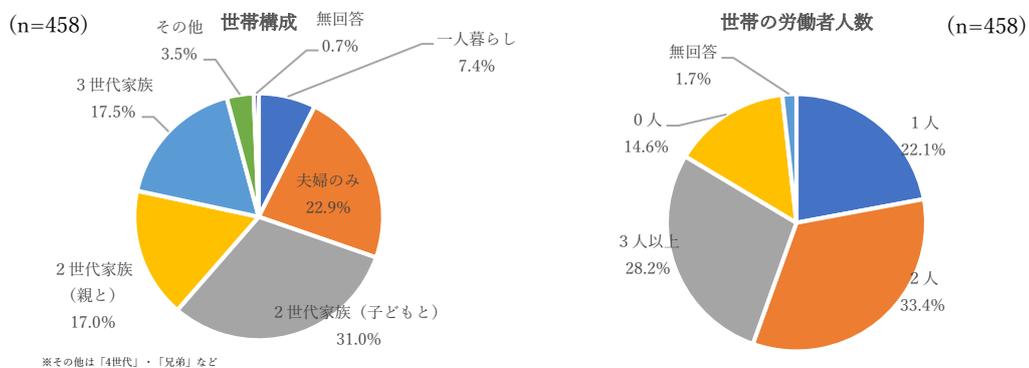
### (1) 性別・年齢

回答者の性別は、「女性」(57.9%)が半数以上を占め、「男性」(40.4%)より17.5ポイント上回っています。回答者の年齢は、「70歳以上」(36.7%)の割合が最も高く、半数以上が60歳以上となっています。



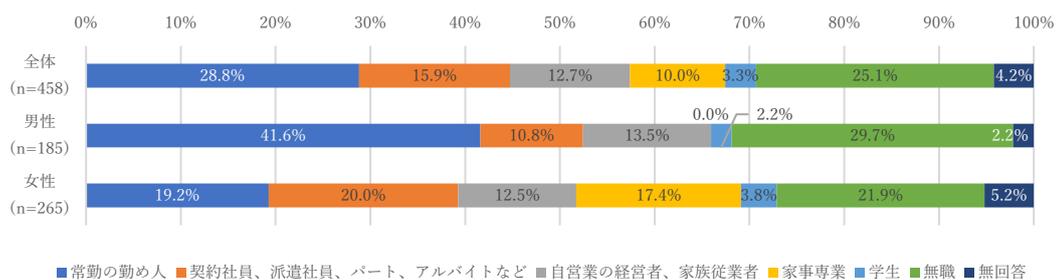
### (2) 家族構成・労働人数

回答者の家族構成は、「2世代家族(子ども)」(31.0%)が最も高く、ついで「夫婦のみ」(22.9%)となっています。回答者の世帯の労働者数は、「2人」(33.4%)が最も高く、ついで「3人」(28.2%)となっています。



### (3) 職業

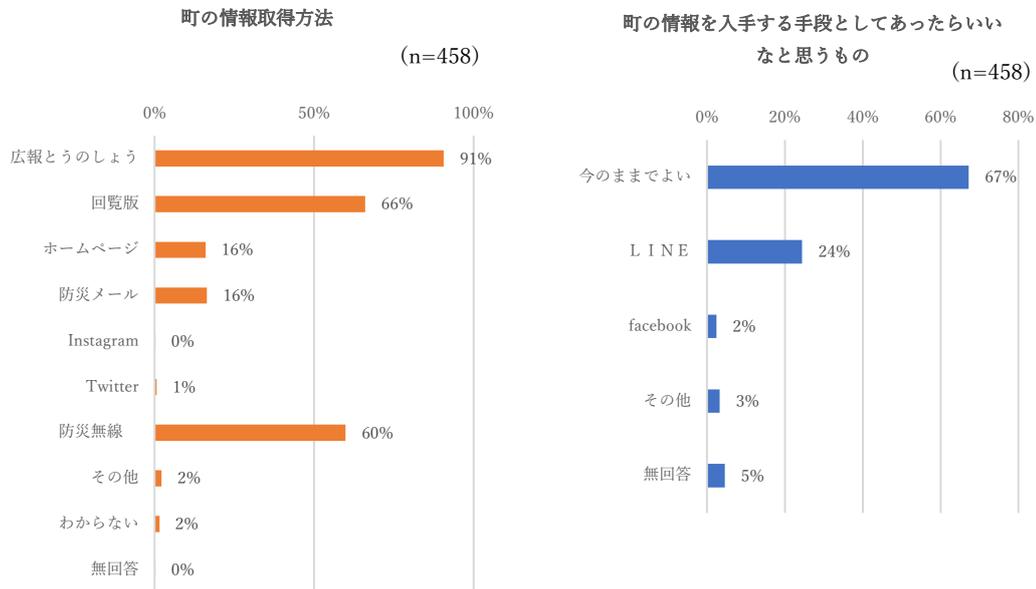
全体では、「常勤の勤め人」(28.8%)の割合が最も高くなりましたが、男女別に比べると男性(41.6%)と女性(19.2%)で22.4ポイントの差がありました。



建設業	13.6%	宿泊業・飲食サービス業	1.5%
製造業	18.9%	生活関連サービス業・娯楽業	4.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	3.0%	教育・学習支援業	0.8%
情報通信業	0.0%	医療・福祉	15.2%
運輸業・郵便業	5.3%	複合サービス事業・サービス業	5.3%
卸売業・小売業	4.5%	鉱業・採石業・砂利採取業	0.0%
金融業・保険業	1.5%	農業・林業	12.1%
不動産業・物品賃貸業	0.0%	漁業	0.0%
学術研究・専門技術サービス業	0.8%	公務	9.8%
		無回答	3.2%

#### (4) 町の情報取得方法

町の情報取得方法について、「広報とうのしょう」(91%) が最も多く、ついで「回覧版」(66%)、「防災無線」(60%) でした。町の情報を入手する手段としてあったらいいなものについては「今のままでよい」(67%) と一番多く、ついで「LINE」(24%) でした。



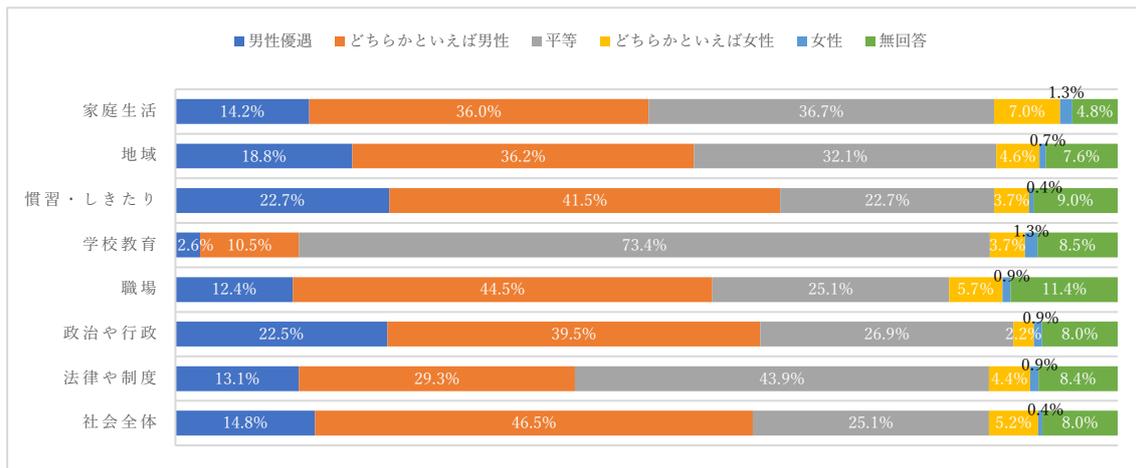
## 調査結果

### 1、男女共同参画に関する意識について

#### (1) 男女の平等意識

◆現在の社会において、男女どちらかが優遇されていると思いますか。

(n=458)



「平等」との回答割合は《学校教育》(73.4%)が最も高く、最も低かったのは《慣習・しきたり》(22.7%)でした。すべての項目において「男性優遇」もしくは「どちらかというとな男性優遇」と感じている方の割合が「女性優遇」もしくは「どちらかというとな女性優遇」と回答している割合より多く、《慣習・しきたり》においては64.2%、《社会全体》においては61.3%の方が「男性優遇」か「どちらかというとな男性優遇」と回答しました。

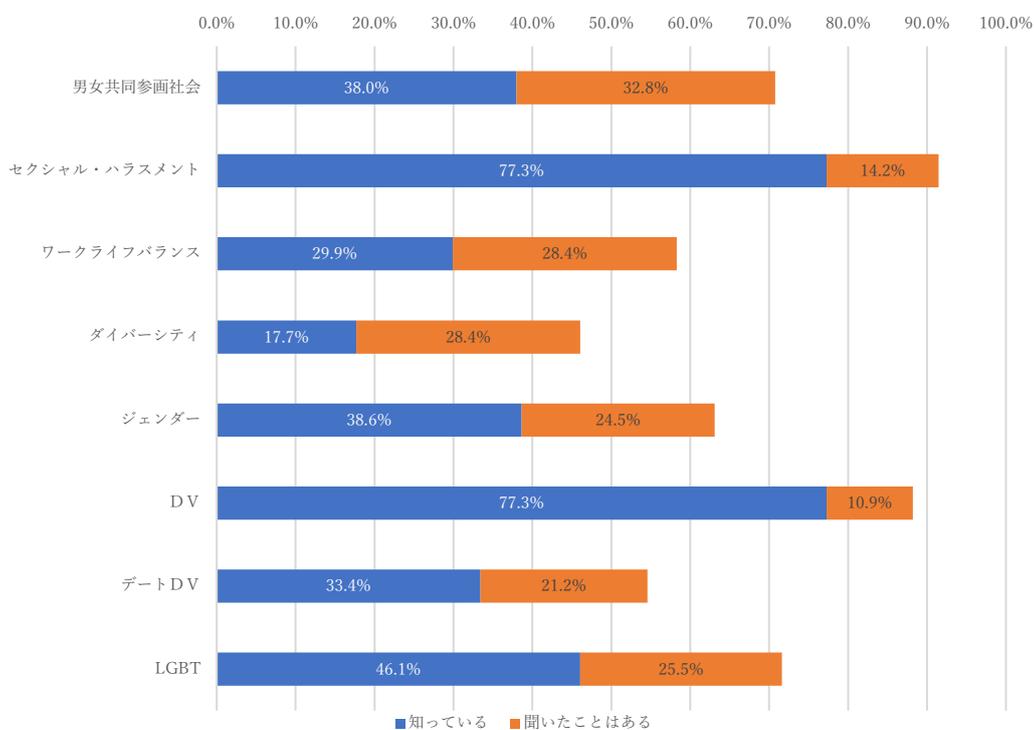
「平等」と答えた割合 (男女別)

	家庭	地域	慣習 しきたり	学校教育	職場	政治や行政	法律や制度	社会全体
男(n=185)	43.8%	38.9%	23.2%	81.1%	30.8%	36.2%	55.7%	29.2%
女(n=265)	32.1%	27.5%	21.9%	68.7%	21.1%	20.8%	36.2%	22.6%

性別ごとに平等意識を比べてみると男性より女性の方が低くなっており、特に《法律や制度》においては19.5ポイント、《政治や行政》においては15.4ポイントの差があります。

## (2) 男女共同参画に関する言葉の認知度

◆次にあげる言葉について、どの程度ご存知ですか。

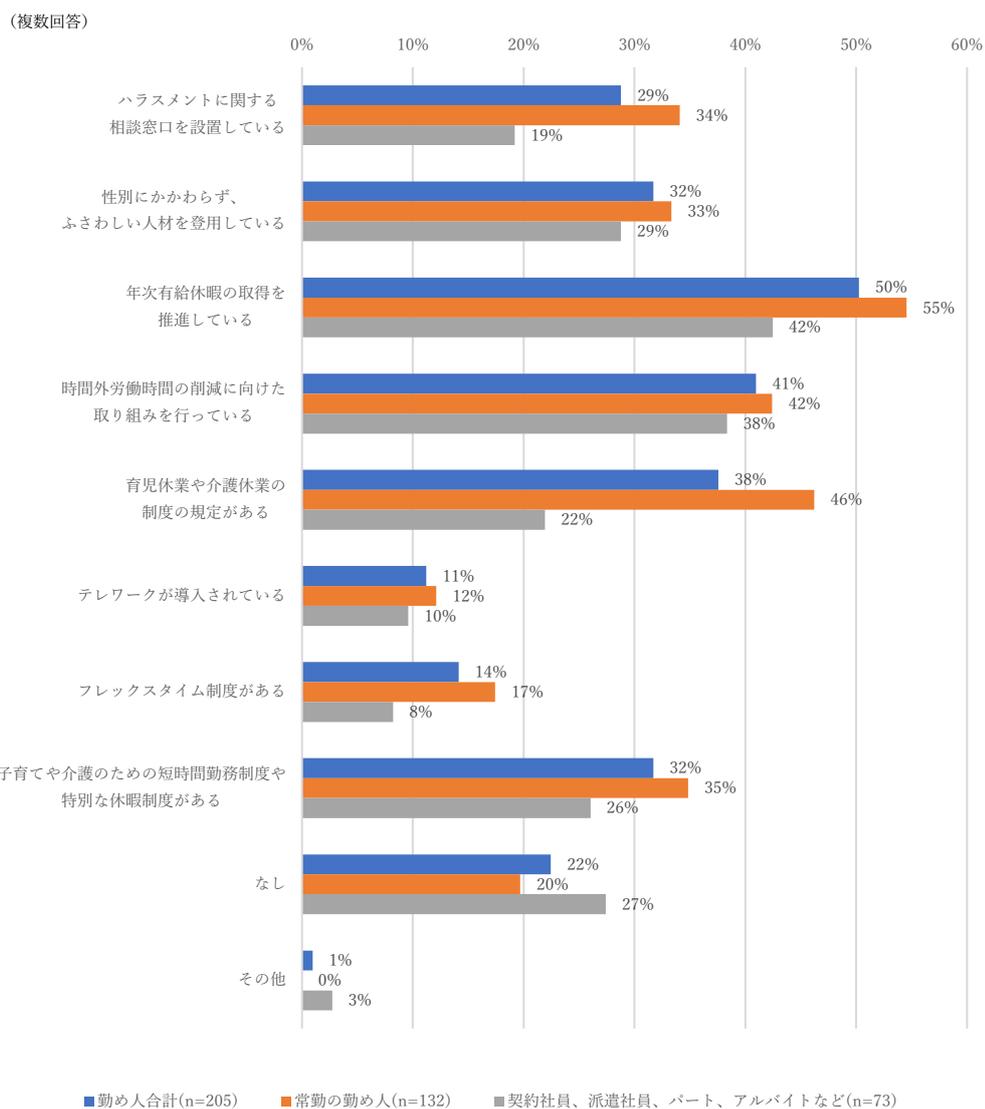


「知っている」と答えた割合が最も高かったのは《セクシャル・ハラスメント》《DV》(77.3%)で、最も低いのは《ダイバーシティ》(17.7%)でした。

## 2、ワークライフバランスについて

### (1) 勤め人の職場の取組（常勤の勤め人、契約社員、派遣社員、パート、アルバイト）

◆職場における男女格差の解消や、仕事と家庭の両立をしやすいするための支援として、あなたの職場が行っている取組や制度をお答えください。

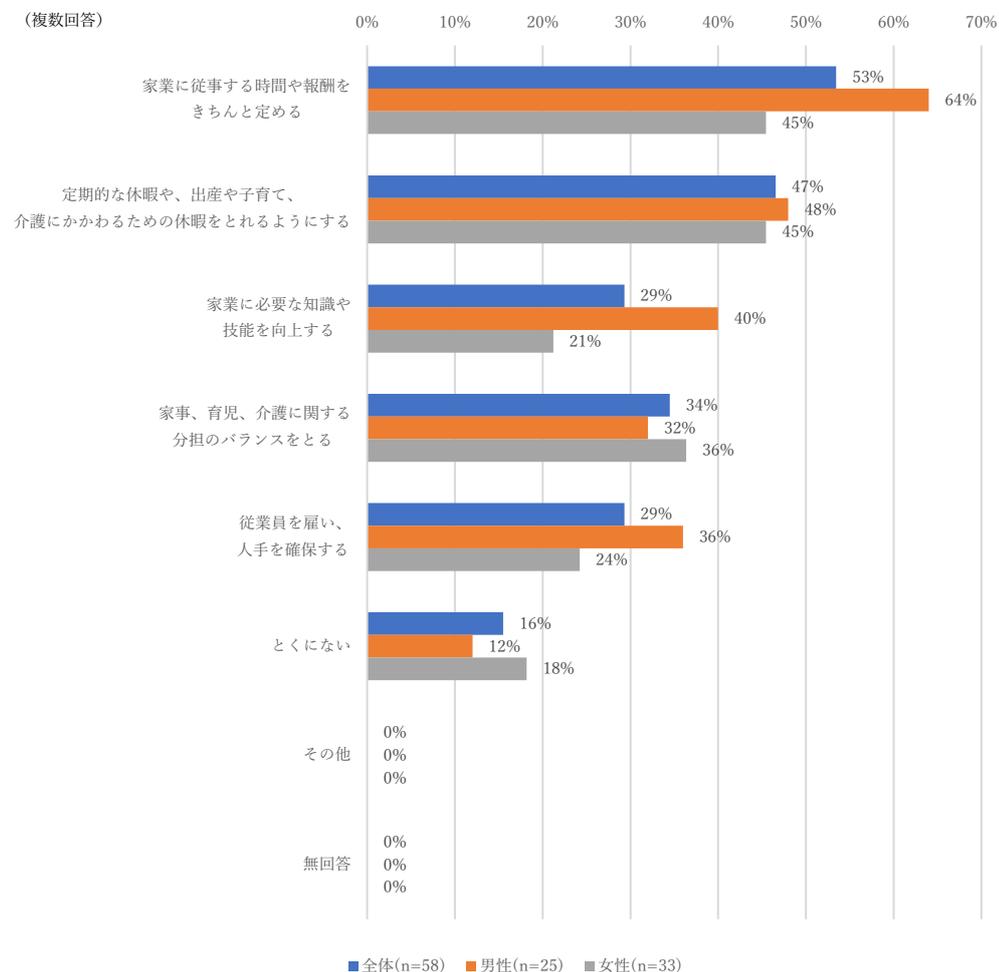


職場が行っている男女格差の解消や仕事と家庭の両立を支援する取組としては、最も高かったのは「年次有給休暇の取得を推進している」(50%)で、最も低かったのは「テレワークが導入されている」(11%)でした。

「なし」と答えた割合は、《契約社員、派遣社員、パート、アルバイトなど》(27%)のほうが《常勤の勤め人》(20%)より約7ポイント高くなっています。

## (2) 自営業の経営者、家族従業者ワークライフバランス

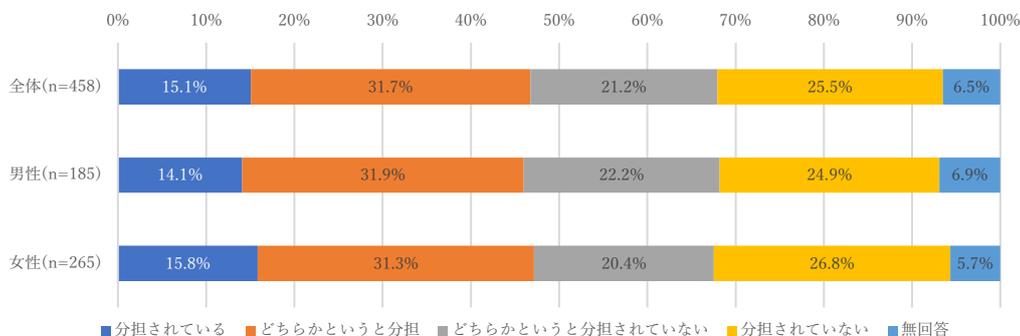
◆家業にたずさわる人が家庭と仕事を両立するためには、どのようなことが必要だと思いますか。



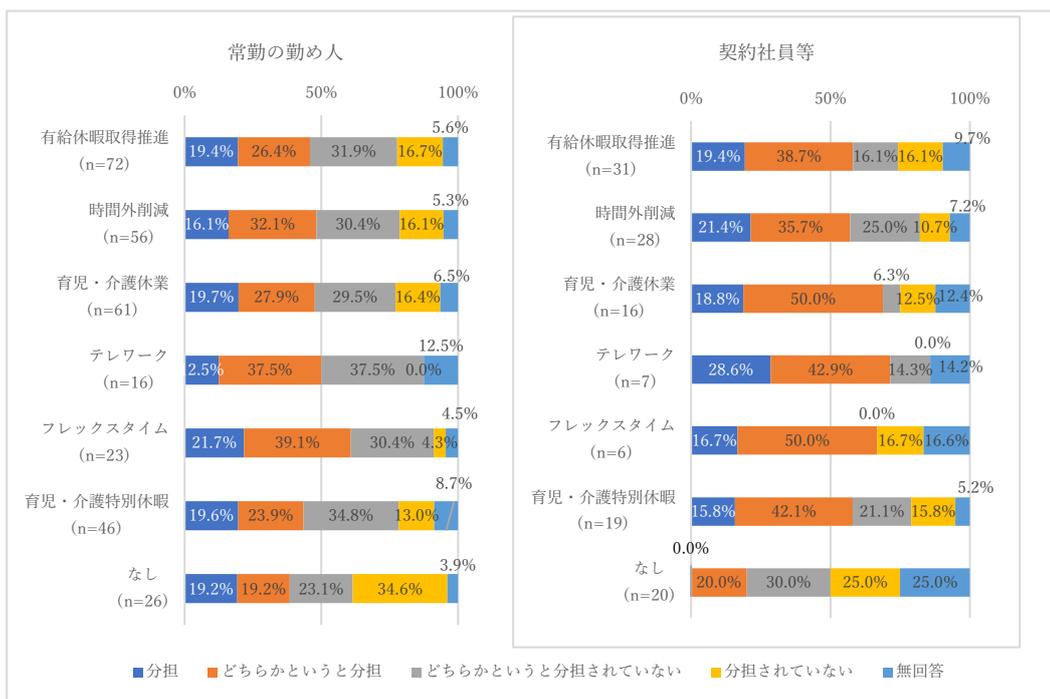
全体では、「家業に従事する時間や報酬をきちんと定める」(53%)と答えた割合が最も高く、ついで「定期的な休暇や、出産や子育て、介護にかかわるための休暇をとれるようにする」(45%)、「家事、育児、介護に関する分担のバランスをとる」(34%)でした。

### (3) 家事分担のバランス

◆あなたの家庭では、日常の家事がだれか一人の負担になることなくバランスよく分担されていますか。



全体では、「分擔されている」(15.1%)「どちらかという分擔されている」(31.7%)を合わせて46.8%、「どちらかという分擔されていない」(21.2%)「分擔されていない」(25.5%)を合わせて46.7%と、ほぼ同じポイントでした。

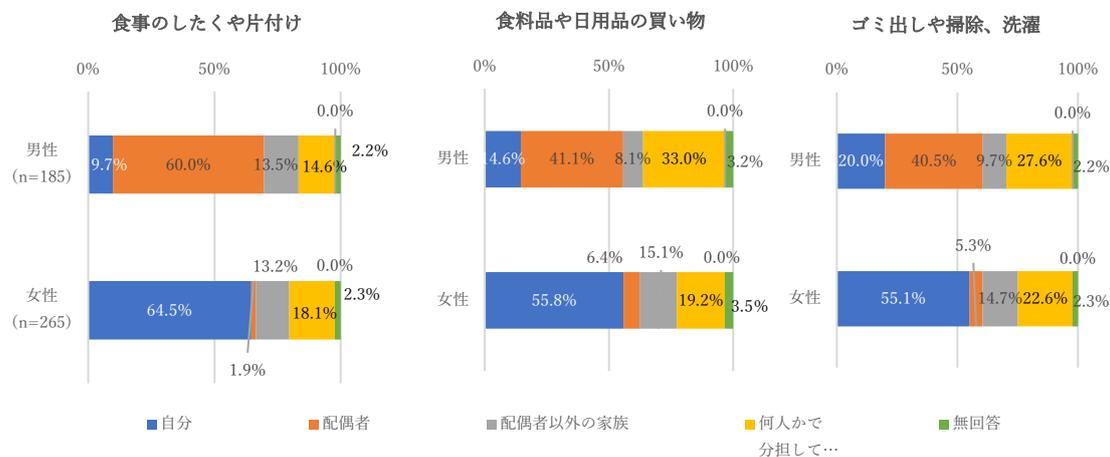


また、勤め人の職場の取組ごとに家事の分擔感を集計したところ、「分擔されている」「どちらかといえば分擔されている」を選択している割合が最も高かったのが、常勤の勤め人については《フレックスタイム制度がある》、契約社員等においては《テレワークが導入されている》でした。

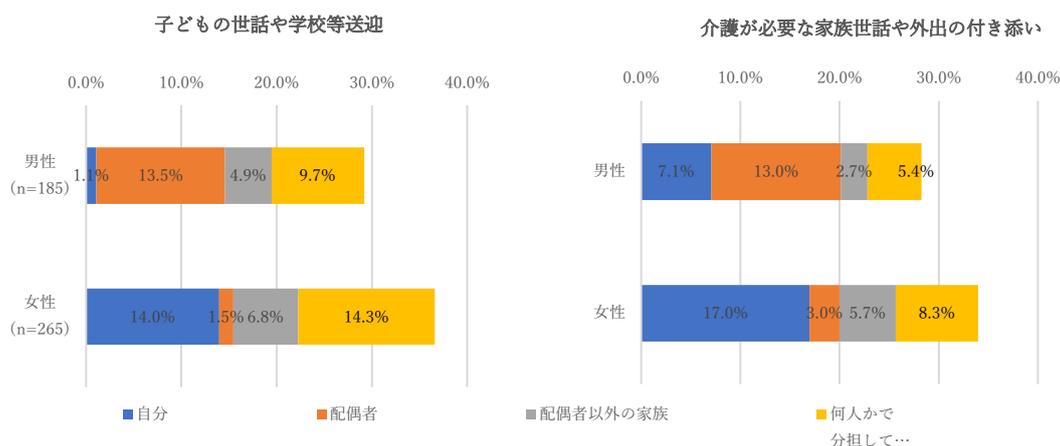
職場の取組が《なし》については、常勤の勤め人の34.6%、契約社員等の25.0%が「分擔されていない」と答えました。

#### (4) 家事を行っている人

◆あなたの家庭では、日常の家事をだれが中心となって行っていますか。

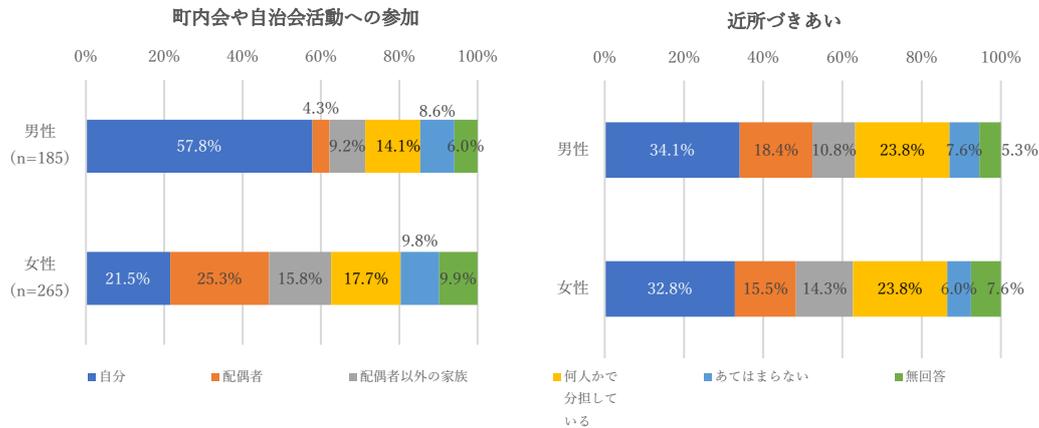


《食事のしたくや片付け》《食料品や日用品の買い物》《ゴミ出しや掃除、洗濯》について男女別に比較すると、男性は「配偶者」、女性は「自分」と答える割合が一番高い結果となりました。「何人かで分担している」と答えた割合が一番高かったのは《食料品や日用品の買い物》で、一番低かったのは《食事のしたくや片付け》でした。



※「あてはまらない」「無回答」は除いて表示

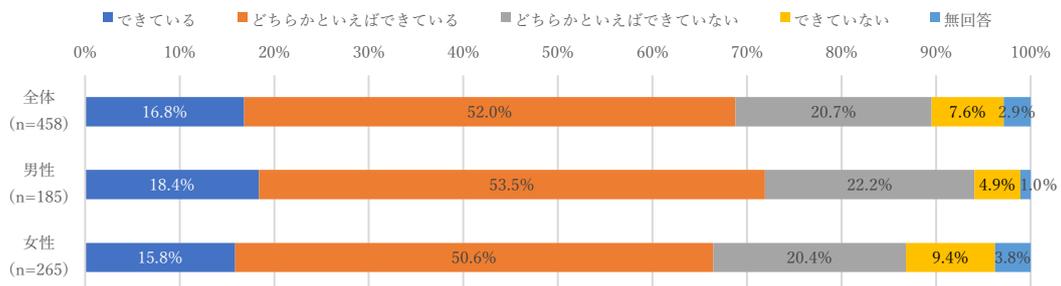
《子どもの身の回りの世話や、学校等の送迎》については、男性は「配偶者」、女性は「何人かで分担している」と答える割合が一番高く、《介護が必要な家族の身の回りの世話や、外出の付き添い》については、男性は「配偶者」、女性は「自分」と答える割合が一番高くなりました。



《町内会や自治会活動への参加》については、男性は「自分」、女性は「配偶者」と答える割合が最も高く、《近所づきあい》については、男性は「自分」、女性も「自分」と答える割合が最も高くなりました。

### (5) ワークライフバランス達成感

◆あなたは、仕事や家庭生活、個人の生活（地域活動・趣味・学習等）について、うまくバランスがとれていますか。



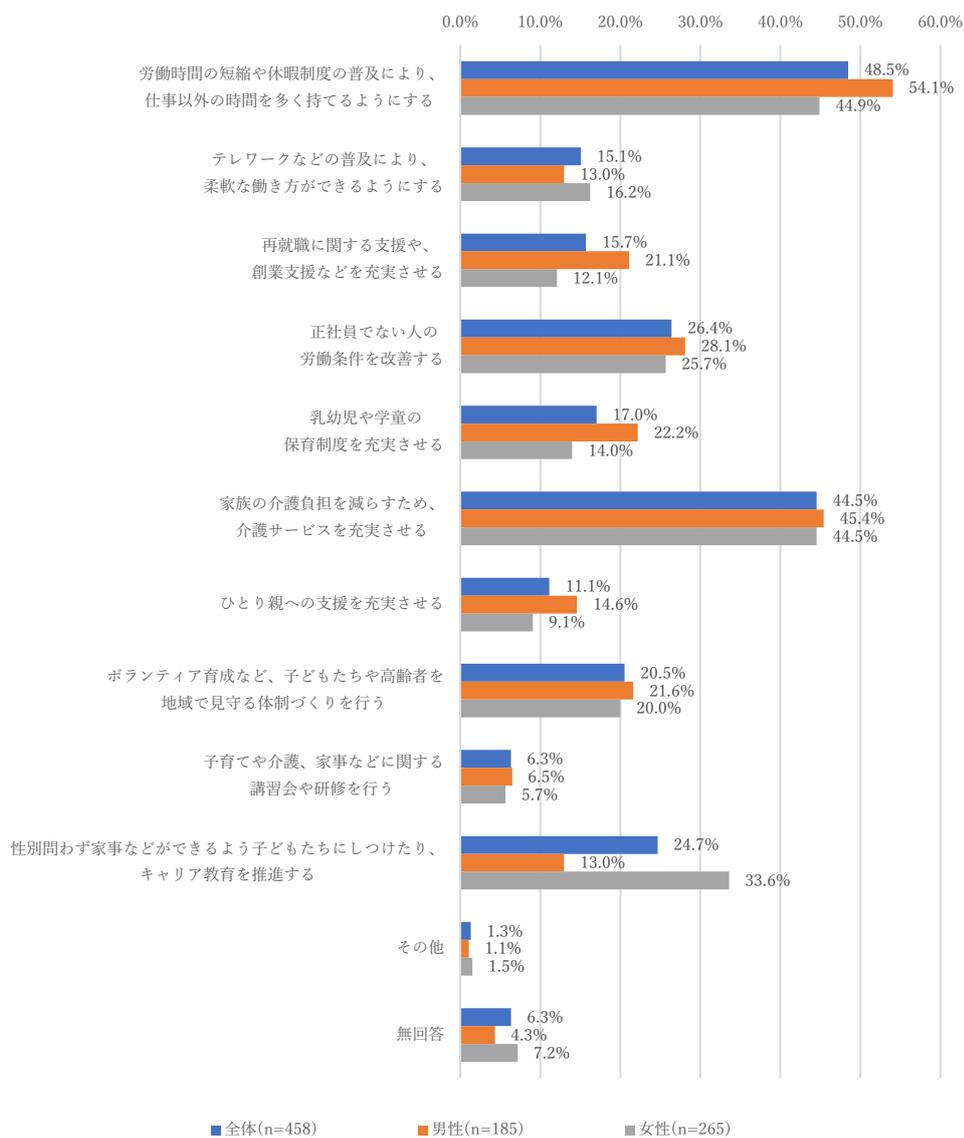
全体では、「できている」「どちらかというとできている」と回答した割合は68.8%でした。男女別では、男性（71.9%）が女性（66.4%）より5.5ポイント高くなりました。

「できている」「どちらかというとできている」と回答した割合は、世帯構成別では、《その他》（81.3%）が最も高く、職業別では《学生》（80%）が最も高くなっています。

## (6) ワークライフバランスの実現に向けて

◆仕事や家庭生活、個人の生活について、だれもがバランスよく参加していくために必要だと思うことは何ですか。

(複数回答)

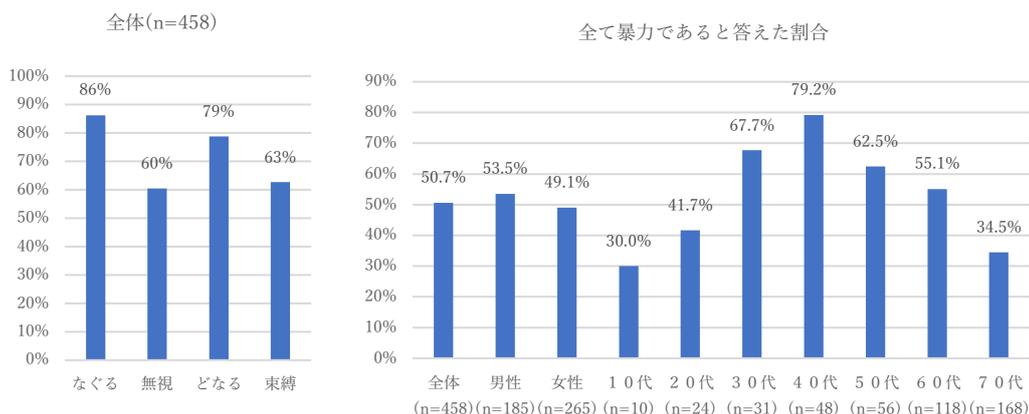


全体としては、「労働時間の短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間を多く持てるようにする。」(48.5%) が最も高く、ついで「家族の介護負担を減らすため、介護サービスを充実させる。」(44.5%)、「正社員でない人の労働条件を改善する。」(26.4%) でした。

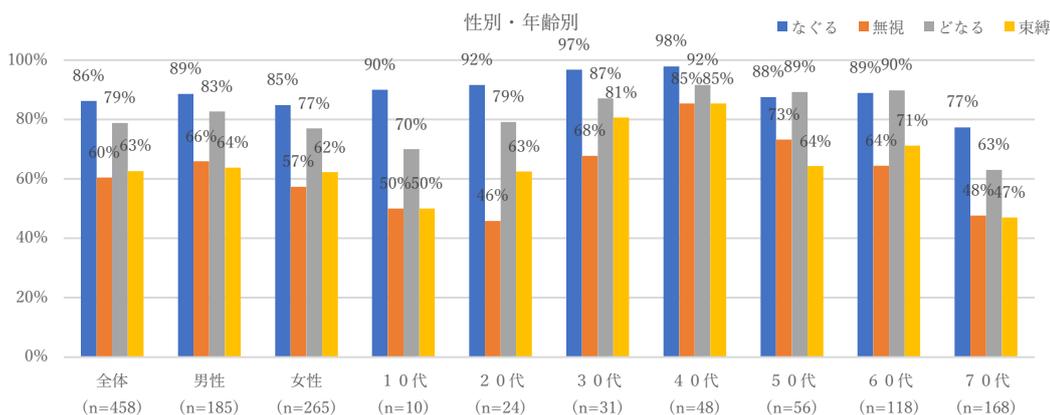
### 3、あらゆる暴力の防止に向けて

#### (1) 暴力である認識

◆ 《けがをする危険のあるものを投げつけたり、なぐったりする。》《何を言っても長期間無視する。》《大声でどなったり、命令したりする。》《スマホやSNSを細かくチェックしたり、実家や友人との付き合いを制限したりする。》といった行為が配偶者やパートナー間で行われた場合、それを暴力だと思えますか。



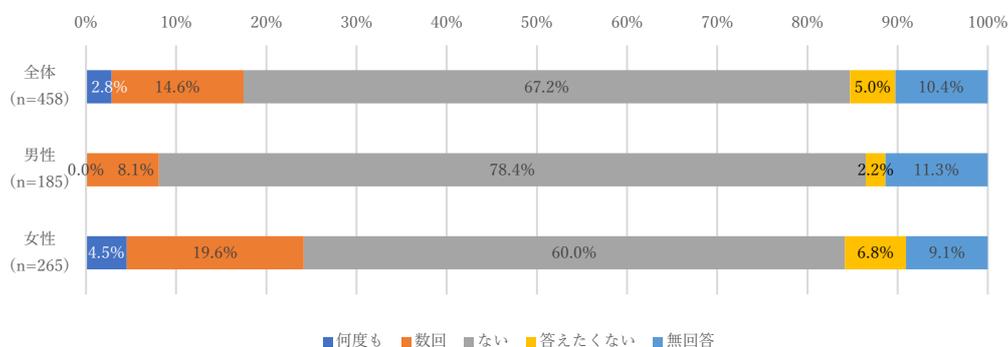
《けがをする危険のあるものを投げつけたり、なぐったりする。》は86%、《何を言っても長期間無視する。》は60%、《大声でどなったり、命令したりする。》は79%、《スマホやSNSを細かくチェックしたり、実家や友人との付き合いを制限したりする。》は63%でした。また、すべての項目が暴力であると回答した人は、全体が50.7%でした。



年代別に見てみると、《けがをする危険のあるものを投げつけたり、なぐったりする。》については、すべての年代で7割以上の方が「暴力である」という認識でした。一方で、《何を言っても長期間無視する。》については20歳代と70歳以上の半数以上が暴力だと認識しておらず、《スマホやSNSを細かくチェックしたり、実家や友人との付き合いを制限したりする。》については70歳以上の半数以上が暴力と認識していませんでした。

## (2) 暴力を受けた経験の有無

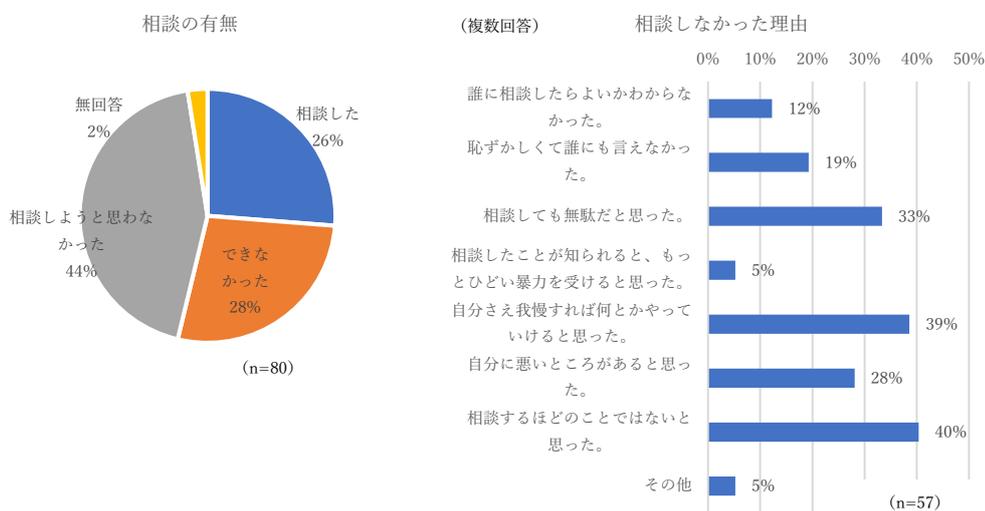
◆これまでに、あなたの配偶者・パートナーから暴力を受けたことはありますか。



全体では、「何どもあった」が2.8%、「数回あった」が14.6%でした。男性については「何どもあった」は0%で「数回あった」が8.1%、女性については「何どもあった」が4.5%、「数回あった」が19.6%でした。

## (3) 暴力を受けたことの相談の有無

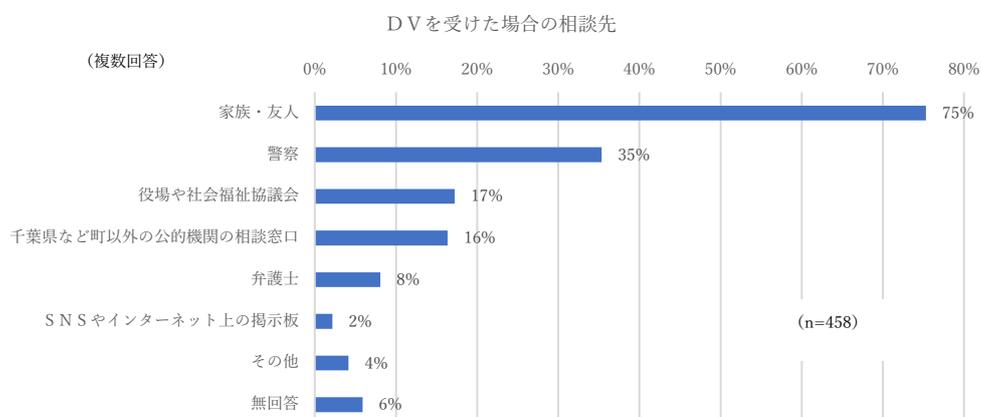
◆あなたはこれまでにそのことをだれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。「相談できなかった」「相談しようと思わなかった」を選択した方で、あなたがだれにも相談できなかった、相談しようと思わなかったのはなぜですか。



DVを受けたことが「何どもある」「数回ある」人の中で、そのことを「相談した」人は26.3%でした。「相談できなかった」「相談しようと思わなかった」理由として高かったのは、「相談するほどのことではないと思った。」(40%)「自分さえ我慢すれば何とかやっていけると思った」(39%)でした。

#### (4) 相談先

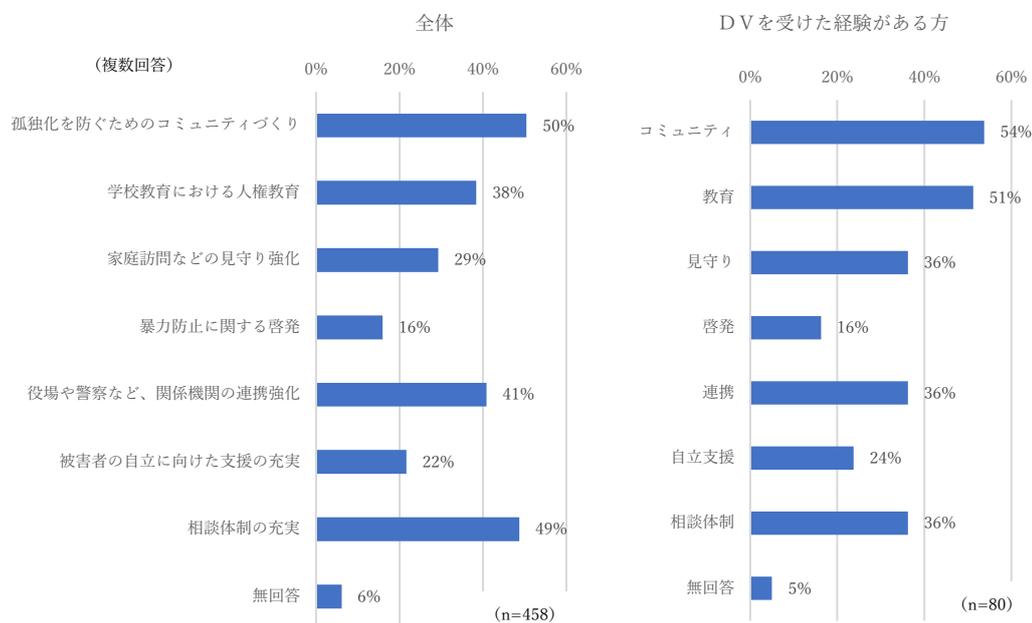
◆配偶者やパートナーから暴力を受けた場合、あなたはどこに相談しますか。



もっとも高かったのは「家族・友人」(75%)で、ついで「警察」(35%)「役場や社会福祉協議会」(17%)でした。

#### (5) 暴力を防ぐために必要なこと

◆配偶者やパートナーだけでなく、高齢者や子どもに対する暴力も存在しています。あらゆる暴力を防止するためには、どういったことが必要だと思いますか。

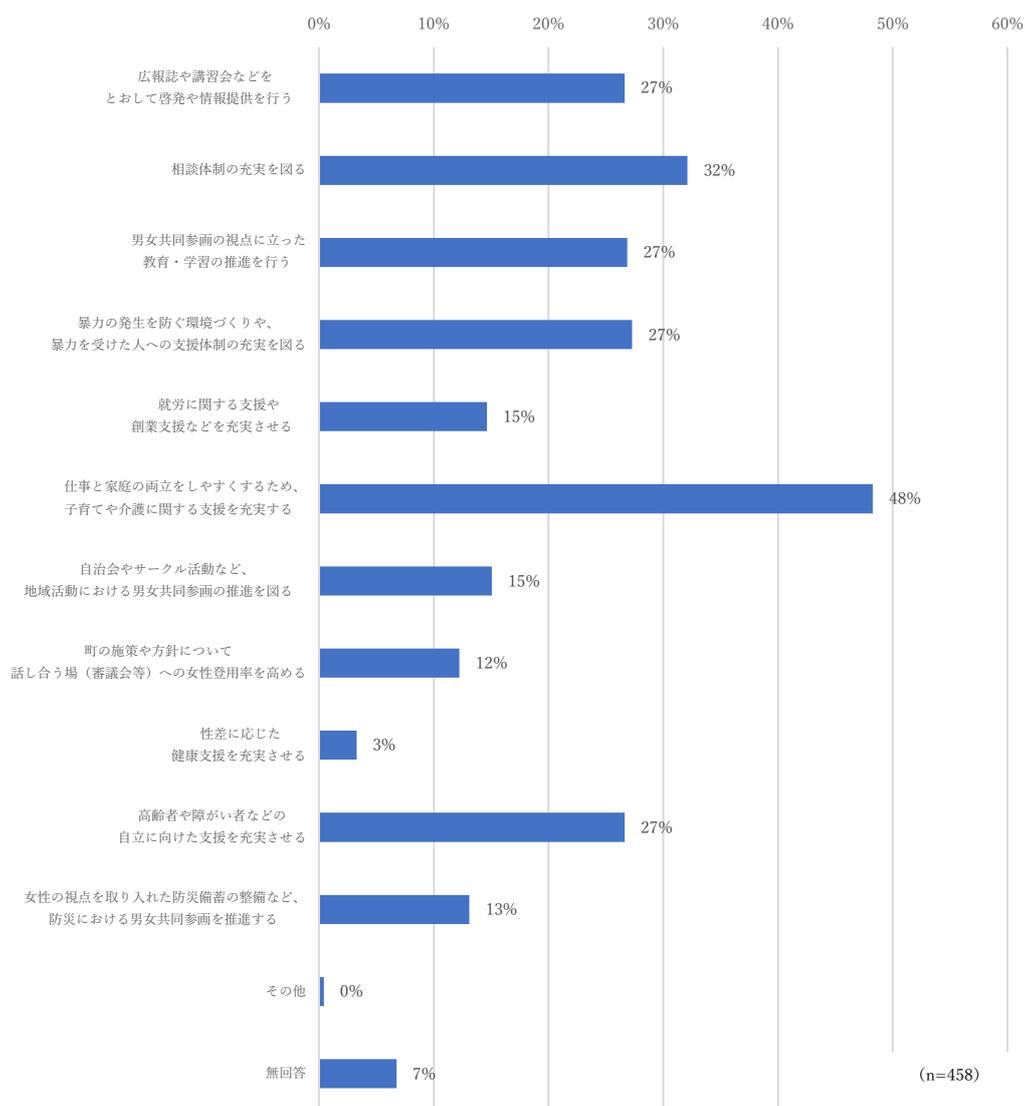


全体としては「孤独化を防ぐためのコミュニティづくり」(50%)が最も高く、ついで「相談体制の充実」(49%)、「役場や警察など、関係機関の連携強化」(41%)でした。DVを受けた経験がある方の意見としては、「孤独化を防ぐためのコミュニティづくり」(54%)が最も高く、ついで「学校教育における人権教育」(51%)でした。

#### 4、男女共同参画社会の実現に向けて

◆だれもが尊重しあえる社会を実現するため、町が重点的に行うべきことはなんでしょうか。

(複数回答)



「仕事と家庭の両立をしやすいするため、子育てや介護に関する支援を充実する」(48%) が最も高く、ついで「相談体制の充実をはかる」(32%) となりました。

## 第2次東庄町男女共同参画計画策定経過

日程		内容
令和2年	5月	第1回東庄町男女共同参画計画策定委員会の開催
	6月	男女共同参画に関する住民アンケートの実施
	10月	第2回東庄町男女共同参画計画策定経過
		第1回東庄町男女共同参画計画策定委員会作業部会の開催
12月	第2回東庄町男女共同参画計画策定委員会作業部会の開催	
令和3年	2月	第3回東庄町男女共同参画計画策定委員会作業部会の開催
	3月	第3回東庄町男女共同参画計画策定委員会の開催
		パブリックコメント実施
		第4回東庄町男女共同参画計画策定委員会の開催
		策定

第2次東庄町男女共同参画計画

発行 令和3年3月

編集 東庄町役場 総務課

〒289-0692

千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131

電話 0478-86-6082